

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
根拠法令及び条項	蓮田市認可地縁団体印鑑条例第9条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （印鑑登録証明書の交付申請） 第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を規則で定める申請書に押印し、自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印されている印影と登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。		
審査基準 設定年月日	平成6年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（7日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。